

前橋市職員の育児休業等に関する条例の改正について（議案第 86 号）

職員課

1 改正の理由

国の職員に準じ、育児休業の取得について所要の改正を行う。

2 主な内容

子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする非常勤職員は、子の出生日から起算して一定の期間（8 週間と 6 か月を合算した期間）を超えて引き続き在職することが見込まれること等の要件を満たせば、育児休業をすることができることとする。

3 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日